

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	高津戸・清水前地区 太陽光発電事業	高津戸・清水前地区 (第2工区)	株式会社さくらソーラー

図面番号
D

1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名		捺印	住所					
	譲受人	株式会社さくらソーラー 代表取締役 遠藤 陽子		印	福島県双葉郡富岡町大字本岡 字清水前50番地					
	譲渡人	別紙1のとおり								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の 使用収益権が 設定されてい る場合 (※2)		土地利用区分		
			登記簿	現況		権利の 種類	権利者 の氏名 又は名 称	農振法	都市 計画法	
	別紙2のとおり									
	計		6,935	㎡	(田	6,935	㎡	畑	0	㎡)
	3 権利を設定し又は 移転しようとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期		権利の 存続期間		その他		
賃借権		設定	復興整備計画 公表後		20年間					
4 転用することによっ て生ずる付近の農地 作物等の被害の防除 施設の概要	雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、また、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことは無い。営農再開を予定する当事業用地以外の孤立する農地に係る農業用排水路及び耕作道を確保する。加えて周辺農地に影響を及ぼすことが無いよう十分に関係機関と協議、協力し、適正な処置が施されるよう対応する。									

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益 権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
		登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
富岡町大字上手岡字高津戸	311番	田	田	2,720	—	—	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き区域の用途地域外
富岡町大字上手岡字高津戸	344番	田	田	892	—	—	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き区域の用途地域外
富岡町大字上手岡字高津戸	345番	田	田	1,043	—	—	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き区域の用途地域外
富岡町大字本岡字清水前	316番1	田	田	380	—	—	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き区域の用途地域外
富岡町大字本岡字清水前	316番2	田	田	1,900	—	—	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き区域の用途地域外
計	5筆	6,935 ㎡		(田	6,935 ㎡	畑	0 ㎡)	